

司法書士吉田事務所 手続費用一覧(税込)

相談料

事務所での相談	30分あたり	3,000円
出張・時間外の相談	30分あたり	6,000円

不動産登記－司法書士業務

	税率	登録免許税	基本報酬	
売 買			77,000円	
土 地	1.5%	15万円		・登録免許税は、評価1,000万円の場合
建 物	2%	20万円		
(住宅用家屋)	0.3%	3万円		◆住宅購入の登記費用は、別欄に記載
★個人間売買（売買契約書作成含む）			★仲介業者なしの売買は、報酬132,000円	
相 続	0.4%	4万円	77,000円	◆詳細下記のとおり
贈 与	2%	20万円	66,000円	・登録免許税は、評価1,000万円の場合
財産分与	2%	20万円	66,000円	・登録免許税は、評価1,000万円の場合
抵当権設定	0.4%	4万円	55,000円	・登録免許税は、設定額1,000万円の場合
抵当権抹消	1筆	1,000円	22,000円	(基本)
			19,800円	・抹消書類を事務所持参の場合
			16,500円	・サイトの「依頼専用フォーム」利用の場合
住所変更	1筆	1,000円	11,000円	※「住所変更のみ」の依頼は、報酬15,000円

◆相続登記の基本費用

基本費用	報酬	77,000円	事前閲覧、評価証明書取得等、不動産調査に関する報酬を含みます
(相続人3名様、不動産4筆まで)	実 費		・登録免許税：固定資産評価額の0.4%
			・登記簿謄本代：1筆につき480円
			・事前閲覧費用：1筆につき331円

☆交通費や通信費は、報酬に含みます。「速達希望」の場合のみ、速達代実費をいただきます。

◆相続登記 追加報酬

相続人が4名以上の場合	11,000円加算（相続人1名増えるごとに）
「戸籍謄本の収集もおまかせ」でご依頼の場合	11,000円加算（役所に支払う実費は別途必要）
遺産分割協議書の個別発送	相続人1名あたり3,300円加算（通信費含む）
数次相続が発生されている場合 (父相続後・母相続も発生のような場合)	数次相続1件あたり、22,000円加算
被相続人が複数になる場合	33,000円加算
兄弟姉妹が相続人になる場合	22,000円加算
不動産の個数が5筆以上の場合	11,000円～適宜加算
不動産以外にも含めた遺産分割協議書を作成する場合	22,000円加算（例：預貯金のことも入れる場合）
不動産が複数の管轄に分かれている場合（堺と岸和田、など）	33,000円加算（法務局1ヶ所追加ごとに）
複数の名義人に分かれる場合	22,000円加算（相続人1名追加ごとに）
住所の証明つかず、権利証もない場合	5,500円加算
相続人が外国に居住されている場合	33,000円加算
外国籍の相続が含まれる場合	55,000円加算（戸籍等の翻訳費用は別途必要です）

相続手続き – 司法書士・行政書士業務

		基本報酬	
相続手続き 基本		33,000円	※「登記あり」の場合、登記の基本報酬77,000円に含む
		個別報酬	
遺産分割協議書作成のみ			
・相続関係説明図作成		22,000円	基本報酬33,000円に加算
・戸籍謄本確認			
預貯金の相続手続き<1件あたり>		33,000円	登記がない場合、基本報酬33,000円に加算
(残高証明書、取引明細の取得)		11,000円	★残高証明書は、「相続税の申告あり」の場合に追加
株式の相続手続き<1件あたり>		55,000円	登記がない場合、基本報酬33,000円に加算
保険の相続手続き<1件あたり>		55,000円	登記がない場合、基本報酬33,000円に加算
個別相続分の計算			預貯金の相続等に付随。相続人1名あたり22,000円加算
法定相続証明情報作成		22,000円	登記がない場合、基本報酬33,000円に加算
		11,000円	(不動産の相続登記と一緒に申請の場合)
未登記家屋の名義変更届		11,000円	登記されていない建物がある場合
農地や山林の名義変更届		11,000円	相続登記する土地に、農地や山林がある場合

遺産承継業務 – 司法書士業務

相続財産の額	相続人3名まで	相続人4名以上 金融機関多数
500万円未満の場合(基本料金)	198,000円	220,000円
500万円～1,000万円の場合	220,000円	275,000円
1,000万円～2,000万円の場合	275,000円	330,000円
2,000万円～3,000万円の場合	330,000円	385,000円
3,000万円～4,000万円の場合	385,000円	440,000円
4,000万円～5,000万円の場合	440,000円	495,000円
5,000万円～6,000万円の場合	495,000円	550,000円
6,000万円～7,000万円の場合	550,000円	660,000円
7,000万円～8,000万円の場合	605,000円	770,000円
8,000万円～の場合	660,000円	880,000円

※料金表を参考に、金融機関の件数や相続人の数など、個別に検討し、お見積もりします。

裁判所提出書類作成 – 司法書士業務

	基本報酬	追加費用
相続放棄申立	55,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●相続人2名以上の場合、1人増えるごとに報酬は11,000円加算。 ●相続人の順位をまたぐ相続放棄の場合(両親・兄弟姉妹、甥姪が放棄される場合等)、22,000円加算。 ●受理証明書が必要な場合、債権者への通知が必要な場合は、それぞれ5,500円加算。 ○実費は、相続人1名につき、印紙代800円。郵券代550円が必要。 ○戸籍謄本の収集もご依頼いただく場合は、報酬5,500円加算(戸籍謄本代の実費は別途)。
遺言書検認申立	55,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○収入印紙800円。郵券代は、管轄裁判所により異なります。 ●戸籍謄本の収集もご依頼いただく場合は、報酬5,500円加算(戸籍謄本代の実費は別途)。
特別代理人選任申立	55,000円	○収入印紙800円。郵券代は、管轄裁判所により異なります。
不在者財産管理人選任申立	110,000円	○収入印紙800円。郵券代は、管轄裁判所により異なります。
失踪宣告申立	110,000円	○収入印紙800円、官報公告代4,816円。郵券代は、管轄裁判所により異なります。
相続財産清算人選任申立	132,000円	○収入印紙800円、官報公告代5,075円。郵券代は管轄裁判所により、予納金は内容により異なります。

成年後見関係－司法書士業務

	基本報酬	追加費用
法定後見申立	132,000円 (親族が申立)	○後見の場合で、印紙代3,400円・郵券代4,500円が必要。保佐や補助の場合、または、候補者が複数の時は印紙代が変わります。
法定後見人への就任	165,000円 (本人が申立)	○医師の鑑定費用として、5～10万円必要になる場合もあります(鑑定が入る場合のみ)です。
※親族調査が必要な場合は、報酬11,000円と実費加算		
●後見人の報酬は、家庭裁判所が決定します。 裁判所からは「報酬のめやす」は公表されています。		
任意後見契約の公正証書作成	132,000円	
任意後見+見守りの公正証書作成	165,000円	○公証人の費用は、別途必要となります。
死後事務委任の公正証書作成	33,000円	

	基本報酬	備考
継続的見守り契約(月あたり)	3,300円 5,500円	・3か月に1回訪問の場合<年払い> ・2か月に1回訪問の場合<年払い>
死後事務委任業務	330,000円 550,000円	・施設に在住+自宅なしの場合 ・自宅ありの場合
※納骨以外の、お寺関係の手続きがある場合は11万～22万円加算		

離婚関係－司法書士・行政書士業務

	基本報酬
離婚公正証書作成+不動産の財産分与の登記	121,000円 (公証人費用別途必要) 登録免許税は、固定資産税評価に対して0.4%
離婚協議書作成+不動産の財産分与の登記	99,000円 登録免許税は、固定資産税評価に対して0.4%
離婚公正証書作成支援	66,000円 (公証人費用別途必要)
離婚協議書作成	44,000円

※公正証書作成時は、当事者双方に交渉役場に出向いていただくのを基本とします。

遺言書・死因贈与関係－司法書士・行政書士業務

	基本報酬
公正証書遺言作成支援 (文案作成・証人2名の日当含む)	121,000円(事務所にて面談) 165,000円(出張にて面談)
※公証人の費用は、財産の額や分け方によって変動します。	
自筆証書遺言作成支援(文案作成含む)	44,000円
自筆証書遺言書保管制度	66,000円
遺言書情報証明書の交付申請	55,000円
死因贈与公正証書作成支援	66,000円
死因贈与契約(公正証書作成+仮登記)	110,000円 (公証人費用と登記費用は、別途必要)
遺言執行費用	330,000円(財産額に対して1.5%)
※遺言執行者に指定いただく場合、相続発生時にいただきます。	
※実費は、別途必要となります。	

住宅購入に関する登記費用（仲介業者あり）－司法書士業務

	所有権移転	抵当権設定	立会費・日当	住宅用家屋証明	合計
名義変更のみ			11,000円		77,000円
	66,000円				
名義変更のみ（減税あり）			11,000円	11,000円	88,000円
	66,000円				
名義変更と抵当権設定			11,000円		121,000円
	55,000円	55,000円			
名義変更と抵当権設定（減税あり）			11,000円	11,000円	132,000円
	55,000円	55,000円			
所有権保存と抵当権設定			11,000円		99,000円
	33,000円	55,000円			
所有権保存と抵当権設定・追加設定			11,000円		121,000円
	33,000円	77,000円			

※登記簿謄本代（実費）は、1通480円です。

※交通費や通信費は、実費に含みます。

不動産売却に関する登記費用－司法書士業務

	売渡費用	抵当権抹消	住所変更	立会費・日当	合計
売渡のみ	44,000円				44,000円
売渡+住所変更	44,000円		11,000円		55,000円
売渡+抹消	33,000円	22,000円		11,000円	66,000円
売渡+抹消2件	33,000円	44,000円		11,000円	88,000円
売渡+住所変更+抹消	33,000円	22,000円	11,000円	11,000円	77,000円
売渡+住所変更+抹消2件	33,000円	44,000円	11,000円	11,000円	99,000円

※「売渡費用」は、面識あり（過去に依頼あり）の場合は、33,000円に減額。

※住所変更と抹消については、1筆1,000円の登録免許税がかかります。

※住民票や登記簿謄本を取得する場合は、実費のみご請求申し上げます。

☆権利証紛失の場合の、本人確認情報作成費用

	面識ありの場合	面識なしの場合
本人確認情報作成	55,000円	77,000円

面識のない方からの、登記申請を伴わない「売主のみ」のご依頼は受けておりません。

※「面識の有無」は、過去にご依頼があるかどうかで区分します。

住宅ローンの借り換え－司法書士業務

	税率	基本報酬
抵当権設定	借入額の0.4%	88,000円
抵当権抹消	1筆 1,000円	
住所変更	1筆 1,000円	11,000円

消滅時効の援用－司法書士業務

	基本報酬
消滅時効の援用	1社 33,000円 →2社目以降、22,000円
（支払督促、訴訟係属中の場合）	1社 55,000円

会社登記－司法書士業務

	基本報酬	実費
株式会社設立	132,000円	・公証手数料 50,000円+謄本代 ・登録免許税 150,000円
合同会社設立	88,000円	・登録免許税 60,000円
有限会社から株式会社 への商号変更	132,000円	・登録免許税 60,000円 (その他の変更をする場合は別途必要)
合同会社から株式会社 への組織変更	165,000円	・登録免許税 60,000円 ・官報公告費用 約36,000円
各種定款変更 現行定款作成	66,000円	登記が必要な場合は、その内容に応じて必要 (例) 取締役会廃止 30,000円(ワ) 譲渡制限変更 30,000円(ツ) 監査役廃止 30,000円(ツ) 株券発行廃止 30,000円(ツ)
資本金の額の変更(減資)	110,000円	・登録免許税 30,000円 ・官報公告費用 約15万円 (公告費用には、決算公告分も含む)
現行定款の作成	22,000円	
役員変更(全員重任)	33,000円	
役員変更(新規就任者あり)	→ 5,000円加算	
役員変更(代表者変更あり)	→ 10,000円加算	・登録免許税 10,000円
役員変更(退任のみ)	22,000円	
役員の住所や氏名変更	11,000円	
商号・目的等変更	33,000円	・登録免許税 30,000円
本店移転(同一管轄)	27,500円	・登録免許税 30,000円
(他管轄)	55,000円	・登録免許税 60,000円
会社解散、清算人選任		・登録免許税 39,000円
清算終了	88,000円	・登録免許税 2,000円

★税理士さん作成の決算書がない場合、55,000円加算

※設立や目的変更で、目的の適格性の検討が必要であったり、目的数が10項目を超えるような場合、33,000円を上限とする加算あり。

《補足事項》

- ・出張、休日対応の場合、基本報酬に20%加算あり。
- ・交通費、通信費は、報酬に含む。
但し、遺産承継は、通信費実費が別途必要。
- ・遠方の出張が必要な場合は、1時間あたり11,000円の日当加算あり。

堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士 吉田 浩章

(インボイス T5-8104-8723-2663)